

意見書

山口 慎太郎

議題「1. 第6次男女共同参画基本計画について」について意見を申し上げます。

基本計画案の「家族に関する法制の整備等」(第10分野1(2)イ)に関しては、婚姻により氏を変更した者が、職業生活をはじめとする社会生活の様々な場面において不利益を被ることのないようにすることが重要である。とりわけ、パスポートや各種資格における本人同一性の確認、学術研究や専門職における業績の継続性、金融機関や行政手続における円滑な対応など、具体的な不利益が現に生じている場面を的確に把握し、それらを確実に解消していくことが求められる。その際、実質的な不利益の解消に資する方策については、現行制度の運用上の工夫にとどまらず、必要な制度面の対応も含めて、幅広く検討を進めることが望ましい。